

法務局から地図作成についてのお知らせ

新潟地方法務局では、本年3月から新潟市西区浦山一丁目ほかの地域内において、精度の高い地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成しています。

現在、法務局に備え付けられている公図の多くは、明治時代に作成され、現状と形状が一致しないものや土地の境界（筆界）が不明確なものが多い状況にあります。

このような理由から、道路・下水道整備などの公共事業、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは災害復旧等に問題が生じています。そこで、これらの問題を解決するために、土地一筆ごとの境界（筆界）を確認の上、正確な測量を行い、精度の高い地図を作成します。土地所有者の皆様方におかれましては、本作業の目的を御理解いただき、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

登記所備付地図作成のメリット

- 1 災害等により土地の位置や区画が不明確になっても筆界を復元することが可能となり、迅速な復興が期待できます。
- 2 土地の筆界が確定されることから筆界の紛争を未然に防止することができ、安全で円滑な土地取引を行うことができます。

作業の手順

- 1 **測量基準点の設置**（令和4年10月から令和5年3月）
地図作成をするための測量の基礎となる基準点を設置します。
- 2 **事前調査及び現況測量**（令和5年3月から6月頃）
対象地区内の基礎資料の収集及び関係資料の作成、関係官公署との打合せを行います。また、対象地区内の全ての土地について、境界標の有無等を調査します。
- 3 **一筆地立会調査（一次立会調査）**（令和5年7月から8月頃）
所有者又は代理人の方に立会いをお願いします。対象地区内の全ての土地について、所有者様等の立会いをいただき、筆界の確認と登記官による筆界の認定を行います。
- 4 **再立会調査（二次立会調査）**（令和5年8月から9月頃）
一次立会調査において筆界の確認ができない場合は、引き続き各所有者様と打合せを行い、必要な場合は再立会を行います。
- 5 **確定した筆界点への境界標の設置**（令和5年8月から9月頃）
確定した筆界点（境界標が設置されていない点）には、土地所有者様に同意を得た上、

作業員が着用する腕章



作業機関が現地を判断し、鉾 貼付けタイプの境界標及びプラスチック杭のいずれかを設置させていただきます。

※コンクリート杭など根巻き工事が必要となる杭については、本作業とは別に、所有者様の御負担で設置していただくこととなります。

【境界標の例】



6 面積計算・地図作成(令和5年9月から10月頃)

立会調査及び測量が完了すると一筆ごとに座標法による面積計算を行い、500分の1の縮尺で正確な登記所備付地図を作成します。

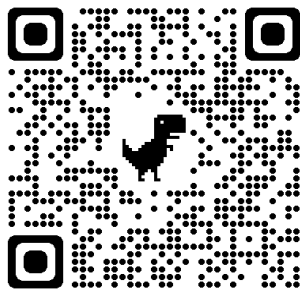
7 縦覧・異議申出(令和5年11月頃)

本作業において作成された登記情報に職権で登記される内容を記載した「縦覧資料」、土地の測量結果である「地積測量図(縦覧用)」を各土地所有者様にお送りします。記載内容に異議がある場合は、縦覧会場にお越しいただき、異議を申し出ることができます。

8 職権登記(令和5年12月から令和6年2月頃)

これまでの作業の結果、地目及び面積等が登記記録と一致しなくなった場合や、合筆や分筆を必要とするときは、地積等調査一覧表に基づき、登記官が職権で登記を行い、全ての土地について地積測量図及び地図を備え付けます。

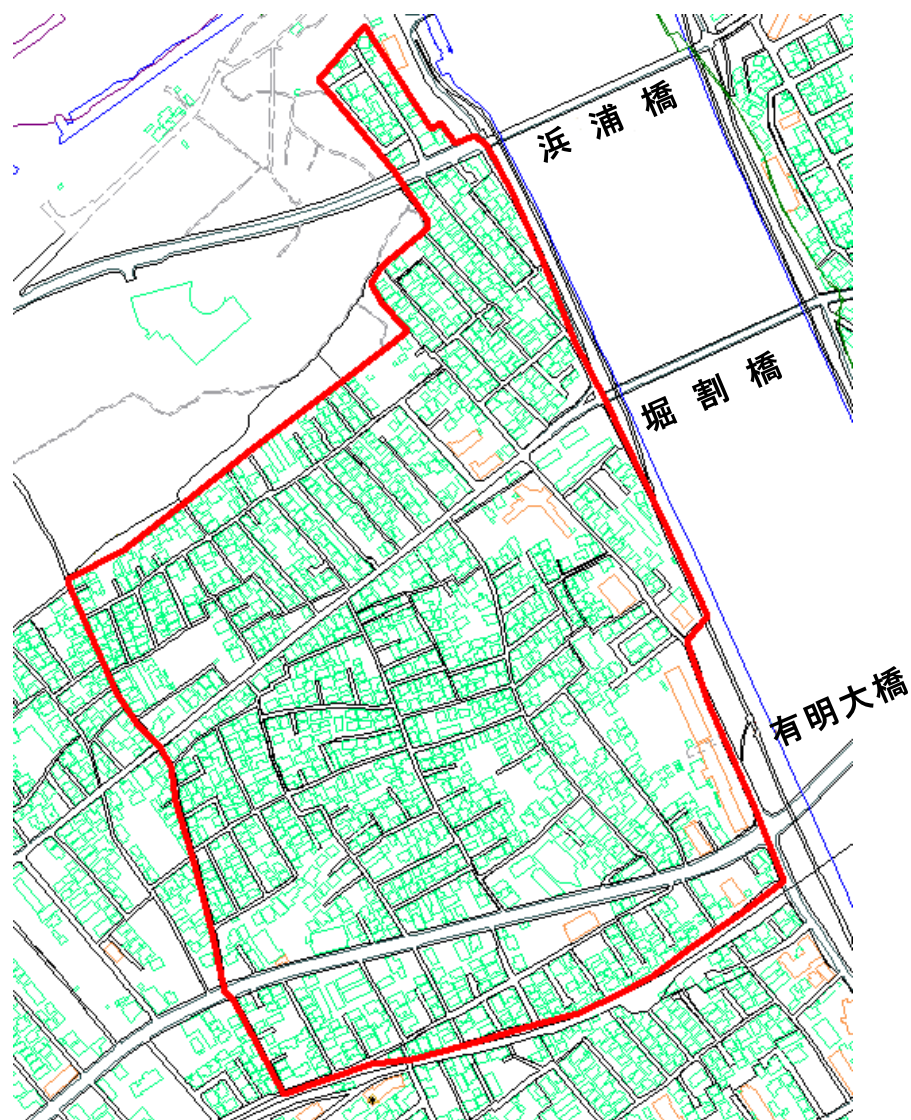
※ 下記のURL又はQRコードから動画投稿サイト(YouTube)で法務省が作成した音声付きの動画による説明を御覧になれます。約20分間の動画となりますので、Wi-Fiが接続できる環境で御覧いただくことをおすすめします。



左のQRコードを読み込むとこの画面が表示され動画が再生されます。

<https://www.youtube.com/watch?v=xhYSQPvC-fU>

【地図作成区域】



測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 384

お問い合わせ・連絡先

〒951-8504 新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟地方法務局不動産登記部門地図整備室

電話番号 025-226-0950（土、日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）